法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第八項まで及び第二十五項、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十一条第二項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第三項、第七項、第九項及び第十七項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（ただし、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十八項及び第三十九項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十八項ただし書及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第三十九項に係るものにあつては五分の四、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項、附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八第一項から第三項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第十三項、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十三項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三七二五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで若しくは附則第十五条第十八項、第二十八

法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項及び第六項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第九項まで、第十三項、第十七項、第二十項、第二十三項及び第二十五項、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十一条第二項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十七条第九項、第十項及び第十二項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第十八条第三項、第七項、第九項及び第十七項並びに平成三十一年地方税法等改正法附則第十七条第九項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同項ただし書及び同条第二十九項に係るものにあつては二分の一、同条第三十九項に係るものにあつては五分の四、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項に係るものにあつては三分の二として算定した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条第一項、地方税法附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の十第一項、第十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第十三項、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十三項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三六五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法附則第十五条第二項第一号から第三号まで若しくは第七号、第八項、第十八項、第二十八